

建物を建てるための道路の調べ方

◆①から③の項目をすべて調べてください。

①建築基準法上の道路種別を確認

→「名古屋市指定道路図」とWEBで検索 <https://www.shiteidourozu.city.nagoya.jp/nagoya/>

②道路法の認定の有無、認定上の道路の幅を確認

→「名古屋市道路認定図」とWEB検索 <https://www.douroninteizu.city.nagoya.jp/>

③現地にて、現状の道路の幅（寸法）を調査

路線全体の状況、幅を測ったときの始点及び終点の状況（側溝、杭、鉋等の有無）も確認。

道路
種別

42条1項

1号道路

道路法による幅員4m以上の道路です。

・認定幅員または現況幅員が4mに満たない場合はお問い合わせください。

42条1項

2号道路

都市計画法、土地区画整理法等による幅員4m以上の道路です。

・道路図面の閲覧や接道要件を満たしているかどうかについてはお問い合わせください。

42条1項

3号道路

基準時*から存在する幅員4m以上の道です。

・現況幅員が4mに満たない場合や境界が不明確な場合はお問い合わせください。

42条1項

5号道路

特定行政庁の位置の指定を受けた幅員4m以上の道です。

・台帳の閲覧、現況幅員と指定幅員が異なる場合や境界が不明確な場合はお問い合わせください。

42条

2項道路

基準時*に既に建物が立ち並び幅員4m未満の道で、名古屋市の指定を受けたものです。

・後退方法等についてはお問い合わせください。

特定通路

建築基準法上の道路ではありませんが、接道許可等の実績のある通路です。

・接道がない敷地での建築（接道認定・接道許可）についてはお問い合わせください。

表示なし

建築基準法上の道路ではありません。

・接道がない敷地での建築（接道認定・接道許可）についてはお問い合わせください。

*基準時：建築基準法の施行日（昭和25年11月23日）以降かつ都市計画区域になったとき

◆お問い合わせ先◆

住宅都市局建築指導課（道路審査担当） 市役所西庁舎2階・TEL：052-972-2928

◆(参考)各種制度のご相談先◆

・新規の道路築造については

[対象面積500㎡以上・市街化調整区域]
[開発許可]開発指導課
(西庁舎2階・052-972-2770)

[対象面積500㎡未満]

(道路位置指定)建築指導課(道路審査担当)
(西庁舎2階・052-972-2928)

・密集市街地型連担設計制度については

建築指導課(道路審査担当)
(西庁舎2階・052-972-2928)

(ご注意) 道路に関するご相談・ご照会は、以上の内容を確認の上、資料をお持ちになり市役所担当課までお越しいただきますようお願いいたします。